

議案第65号

湯梨浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を  
改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月10日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例

湯梨浜町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年湯梨浜町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第2条 略 2 略 3 副本部長は、副町長 <u>及び教育長</u> をもつて充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。 4 及び 5 略	(組織) 第2条 略 2 略 3 副本部長は、副町長をもつて充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。 4 及び 5 略

附 則

この条例は、令和8年6月 日から施行する。